

十和田市広告パートナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する有料広告事業について、安定的な広告主の確保及び市における広告募集事務の軽減を図るため、市の広告媒体に広告掲載を希望する事業者等をあらかじめ登録する「十和田市広告パートナー制度」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告パートナー」とは、第5条第2項の規定により登録を受けた事業者等をいう。

(広告パートナーに対する掲載広告の先行募集)

第3条 市が直接広告を公募する場合においては、市長は、広告パートナーに対し、他の事業者等に対する掲載広告の募集を開始する前に、掲載広告の募集を行うことができる。この場合において、広告パートナーからの応募数が当該広告掲載枠数に不足するときは、その不足した広告掲載枠数をもって他の事業者等に対する募集を行うものとする。

2 前項の場合において、広告パートナーからの応募数が当該広告掲載枠数を超えたときは、公開抽選により掲載広告を決定するものとする。

3 広告取扱業者に広告のあっせんをさせる場合においては、市長は、広告取扱業者から広告パートナーの紹介を求められた場合を除き、広告パートナーに対し掲載広告の募集に関する情報の提供のみを行い、他の事業者等に先行する掲載広告の募集は行わないものとする。

(広告パートナーの資格)

第4条 広告パートナーの登録を受けることができるものは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 青森県内に事務所（支社、支店、出張所等を含む。）を有する事業者等
- (2) 十和田市有料広告の掲載に関する要綱（平成20年十和田市訓令第4号）第3条に規定する広告の内容を掲載する事業者等

(広告パートナーの登録等)

第5条 広告パートナーの登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 十和田市広告パートナー制度登録（変更）申請書（様式第1号）
- (2) 納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請があったときは、市長は、第4条各号に掲げる要件に適合するか審査し、適格と認めた事業者等を広告パートナーとして登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を完了した広告パートナーに対して、十和田市広告パートナー制度登録確認書（様式第2号）を交付するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、登録内容の変更について準用する。

(登録の有効期間)

第6条 前条の登録の有効期間は、十和田市広告パートナー制度登録確認書を交付した日から2年を超えない範囲内で、別に定める期間とする。

(広告パートナーの解除)

第7条 広告パートナーは、十和田市広告パートナー制度登録解除届(様式第3号)を市長に提出することにより、その登録を解除することができる。

2 広告パートナーが、第4条の規定に該当しなくなったとき、又は虚偽の申請、報告等により登録を受けたときは、市長は、十和田市広告パートナー制度登録抹消通知書(様式第4号)を交付し、登録を抹消することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告パートナー制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。